株式会社 Kort Valuta

TwooCa マネートランスファーサービス利用規約

本規約は、株式会社 Kort Valuta（以下「当社」といいます。）が発行・管理・運営する資金移動業に係る電子マネーの販売・チャージ及び決済並びに出金・送金に係るサービス（以下「TwooCa マネートランスファーサービス」といい、第 1 条に規定します。）の利用条件を定めるものです。利用者は、TwooCa マネートランスファーサービスの利用者登録の完了又は利用開始をもって本規約に同意したものとします。利用者は、TwooCa マネートランスファーサービスの利用者登録又は利用される前に、本規約を必ずお読みください。

第1条　（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。

但し、別途定義された場合は、下記に限らないものとします。

1. 「TwooCa」とは、「ツウカ」と読み、”The worth of Cash(お金の価値)”に由来する当社の造語で、当社が提供するサービスの総称です。
2. 「TwooCa サービス」とは、当社が別途「TwooCa サービス利用規約」に定めるサービスのことをいいます。TwooCa サービスでは、TwooCa バリューアカウントにチャージした電子マネーや当社が付与した TwooCa ポイントを利用して、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店において、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の購入を行うことができます。また、チャージした電子マネーを他の利用者に譲渡することができます。
3. 「TwooCa マネートランスファーサービス」とは、本規約に定めるサービス（以下「本サービス」という。）のことをいいます。本サービスでは、TwooCa マネーアカウントにチャージした電子マネーを利用して、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店において、商品等の購入を行うことができます。また、チャージした電子マネーの出金や他の利用者への送金を行うことができます。
4. 「TwooCa アプリ」とは、当社が提供する TwooCa サービス及び本サービス並びに当社が発行する電子マネーを取り扱う他のサービスを利用するためのアプリの総称をいい、当社が標準アプリとして提供する TwooCa アプリのほか、画面等にカスタマイズを施した TwooCa アプリ（アプリ名称が異なる場合もある）も含まれます。
5. 「TwooCa サービスサイト」とは、当社が提供する TwooCa サービス及び本サービスにおけるホームページ、当社の方針や規約類などの掲示等のサービス全般に係わる案内を行っているサイトのことをいいます。

6. 「利用者」とは、本規約に定める本サービスの利用を認められた TwooCa マネーアカウントの保有者又は本サービスを利用するために TwooCa マネーアカウントを開設しようとする者をいいます。
7. 「TwooCa バリューアカウント」とは、当社所定の手続きに従い開設される TwooCa サービス及びその他の第三者型前払式支払手段発行業サービスを利用するためのアカウントのことをいいます。TwooCa バリューアカウントは、資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、電子マネーとして発行される TwooCa カフェテリアポイント及び TwooCa バリュー並びに当社のポイントサービスとして発行される TwooCa ポイントの各残高の保有及び取引の記録管理を行います。
8. 「TwooCa マネーアカウント」とは、当社所定の手続きに従い開設される本サービス及びその他の資金移動業サービスを利用するためのアカウントのことをいいます。TwooCa マネーアカウントは、資金決済法上の資金移動業において、電子マネーとして発行される TwooCa マネーの残高の保有及び取引の記録管理を行います。
9. 「TwooCa アカウント」とは、TwooCa バリューアカウント、TwooCa マネーアカウントの総称をいいます。
10. 「TwooCa カフェテリアポイント」とは、当社が資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、利用者の所属する企業・団体等から業務提携契約に基づく資金の提供を受けて発行する、原則として現金の払戻が禁止されている電子マネーのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「カフェテリアポイント」又は「Cafeteria ポイント」又は「カフェポ」と表示する場合があります。TwooCa カフェテリアポイントは、TwooCa 加盟店のうち、TwooCa カフェテリアポイントの利用が可能な当社専用サイトに出店する TwooCa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます（当社専用サイト以外に出店する TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済には利用することができません）。
11. 「TwooCa バリュー」とは、当社が資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、利用者又は利用者の所属する提携企業等から対価の支払いを受けて発行する、原則として現金の払戻が禁止されている電子マネーのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「バリュー」と表示する場合があります。TwooCa バリューは、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。また、TwooCa バリューは、保有する残高を他の利用者に譲渡することができます。
12. 「TwooCa ポイント」とは、当社のポイントサービスにおいて、当社が定める条件に従った利用者の一定の行為に対して、当社が対価の支払いを受けることなく無償で発行し付与するポイントのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「ポイント」又は「ツウポ」と表示する場合があります。TwooCa ポイントは、

TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。

13. 「TwooCa バリューアカウント残高」とは、TwooCa バリューアカウントに保有する TwooCa カフェテリアポイント残高、TwooCa バリュー残高、TwooCa ポイント残高の総称をいいます。
14. 「TwooCa マネー」とは、当社が資金決済法上の資金移動業において、利用者又は利用者の所属する提携企業等から対価の支払いを受けて発行する電子マネーのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「マネー」と表示する場合があります。TwooCa マネーは、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。また、TwooCa マネーは、保有する残高の出金及び他の利用者への送金を行うことができます。
15. 「TwooCa Visa 残高」とは、TwooCa バリューアカウントに保有する TwooCa バリュー残高及び TwooCa ポイント、TwooCa マネーアカウントに保有する TwooCa マネー残高の総称をいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「Visa 残高」と表示する場合があります。
16. 「TwooCa カード」とは、当社が発行する Visa プリペイドカードのことをいいます。TwooCa カードには、非対面取引（EC サイト等での取引）でのみ利用可能な非券面発行タイプのバーチャル型と、実店舗での利用も可能なカード券面発行タイプのリアル型があります。TwooCa カードは、あらかじめ TwooCa アカウントにチャージされた TwooCa Visa 残高の範囲内で、Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用できるほか、リアル型 TwooCa カードでは、提携 ATM でのチャージや出金（TwooCa マネーに限る）もできます。
17. 「TwooCa 加盟店」とは、当社と TwooCa 加盟店契約を締結し、TwooCa カフェテリアポイント又は TwooCa Visa 残高を商品等の対価の支払手段として導入している法人又は個人事業主のことをいいます。
18. 「Visa 加盟店」とは、当社が提携する組織である Visa ブランドの加盟店をいいます。
19. 「提携企業等」とは、当社と企業等（病院、学校、会員組織、特定の事業プログラムの実施主体等を含みますが、これに限りません。）の間で、当該企業等の所属員に対する TwooCa サービス及び本サービスの導入、又は TwooCa サービス及び本サービスの導入と労働基準法上の賃金の支払いに係る所定の提携契約を締結した組織・団体等のことをいいます。
20. 「TwooCa Ring」とは、当社が提携企業等を通じて販売するプリペイドカード型の Visa のタッチ決済機能及びバイタルデータ取得機能を搭載したリング型のウェアラブルデバイスのことをいいます。
21. 「Visa のタッチ決済」とは、Visa が提供する決済方法のひとつで、Visa のタッチ

決済機能搭載のカード又はTwooCa Ring等の機器を決済端末にかざして決済ができる非接触型の決済方法のことをいいます。利用者は、Visa のタッチ決済マークのあるVisa加盟店の実店舗において、商品等の購入をリアル型のTwooCaカード又はTwooCa Ringを用いたVisaのタッチ決済で行うことができます。

22. 「バイタルデータ」とは、利用者の睡眠時間、心拍数、体温（皮膚の表面温度）、歩数等のTwooCa Ringで取得するデータのことをいいます。利用者は、TwooCa Ring サービスの利用者である場合、取得したバイタルデータを使ったサービスを利用することができます。
23. 「TwooCa Ring サービス」とは、当社が別途「TwooCa Ring サービス利用規約」に定めるサービスのことをいい、利用者がTwooCa Ringを通じて取得するバイタルデータ及びTwooCa Ringアプリに登録した情報等の閲覧、その他健康増進に関する情報の提供を受けること等ができるサービスをいいます。
24. 「TwooCa Ringアプリ」とは、当社が別途提供するTwooCa Ringサービスを利用するためのアプリのことをいいます。

第2条　（TwooCaマネーアカウントの開設）

1. 本サービスを利用するには、TwooCa マネーアカウントを開設する必要があります。但し、TwooCaマネーアカウントの開設は、日本の居住者に限られ、非居住者は開設することができません。なお、TwooCaマネーアカウントを保有する利用者が日本の居住者でなくなる場合、当該利用者は事前に当該アカウントの解約を行わなければなりません。また、TwooCaマネーアカウントの開設は、TwooCaバリューアカウントの保有者でなければ開設することができません。TwooCa バリューアカウントをまだ開設していない場合は、最初に TwooCa バリューアカウント開設の申し込みを行うものとします。
2. 利用者が未成年である場合、利用者は TwooCa マネーアカウントの開設にあたって、あらかじめ親権者等法定代理人の同意を得るものとします。
3. TwooCaマネーアカウントを開設するに際しては、犯罪収益移転防止法に基づく、取引時確認を行う必要があります。当社は、TwooCaバリューアカウントの保有者が本人確認を行おうとした場合、TwooCa マネーアカウントの開設の申し込みがあったものとみなし、取引時確認を行います。
4. 犯罪収益移転防止法における外国 PEPs 等「重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons）等」に該当する者については、原則としてTwooCaマネーアカウントを開設することはできません。
5. TwooCa マネーアカウントの開設にあたり、利用者が登録する情報はすべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更がある場合には、利用者は当社所定の方法により、速やかにこれを最新の情報に変更しなければ

なりません。

6. TwooCa バリューアカウントの保有者が第 3 項の取引時確認を行い、当社が認める場合に、TwooCa マネーアカウントを開設することができます。なお、当社は、TwooCa マネーアカウントの開設を認めない場合において、その理由の開示は行いません。
7. TwooCa マネーアカウントが開設された場合、利用者は TwooCa バリューアカウントに加え、TwooCa マネーアカウントを保有することになります。
8. TwooCa バリューアカウント、TwooCa マネーアカウントは、それぞれ原則 1 人につき 1 つのアカウントを保有するものとします。
9. 当社は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の継続的顧客管理の一環として利用者に登録情報の確認を求めることがあります。また、利用者は、氏名、住居に変更があった場合又は外国籍の利用者で所持している在留カードの有効期限が満了する場合は、変更後の氏名、住所又は更新後の在留カードの情報で再度の本人確認を行う必要があります。利用者が当社の求めに応じない場合又は必要な再度の本人確認を行わない場合、当社は、本サービス及び TwooCa サービスの全部若しくは一部の利用を停止できるものとし、当社は、これによって利用者に損害が発生しても、一切その責任は負わないものとします。
10. TwooCa マネーアカウントに関し、本規約に従い利用者が取得する一切の権利は、利用者に一身専属的に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。但し、利用者に相続が発生し、その時点で当該利用者の TwooCa マネーアカウントに有効な TwooCa マネー残高を保有している場合は、当社は、正当に相続又は承継すると当社が認めた者に対し、TwooCa マネー残高から出金手数料（消費税を含む）を差し引いた残額について、当社所定の方法により返金を行うものとします。なお、出金手数料を差し引いた TwooCa マネー残額がマイナスになる場合については、返金は行わず、保有する利用者の TwooCa マネー残高は失効するものとします。

第3条　（利用者 ID、パスワード、TwooCa カード情報、TwooCa Ring 情報、TwooCa アプリに登録されているクレジットカード情報及び TwooCa カード並びに TwooCa Ring の管理）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたって、当社所定の方法により、TwooCa アプリを利用するためのパスワードを登録しなければなりません。なお、TwooCa アプリは、TwooCa サービス及び本サービスを利用するための共通アプリであるため、既に TwooCa アプリで TwooCa サービスを利用している場合には、あらためてのパスワード登録は不要です。
2. 利用者が登録したパスワードを忘れた場合には、TwooCa アプリのログイン画面

からパスワードの再登録を行うことができます。また、利用者が利用者 ID を忘れた場合には、利用者の所属する提携企業等の担当部署又は当社のお問い合わせ先にご照会ください。

3. 利用者は、利用者 ID 及びパスワード（以下「利用者 ID 等」といいます。）のほか、TwooCa アプリ上に表示される TwooCa カード情報、登録されているクレジットカード情報等及びリアル型 TwooCa カードに記載されるカード情報等を他人に知られないように厳重に管理するものとし、第三者に漏らしてはならないものとします。
4. 利用者は、TwooCa アプリ及び TwooCa アカウント残高の利用に際し、利用者 ID 等及び TwooCa カードの情報、登録されているクレジットカードの情報、その他個人情報の窃取・悪用等の危険について、十分注意するものとします。
5. 利用者は、TwooCa カード又は TwooCa Ring を紛失した場合又は盗難に遭った場合、TwooCa カードの情報又は TwooCa Ring の情報が第三者により不正に取得されたことが疑われる場合には、直ちに TwooCa アプリにて TwooCa カード又は TwooCa Ring の決済利用停止を行ったうえで、当社のお問い合わせ先に届け出るものとします。
6. 当社は、TwooCa カード又は TwooCa Ring の紛失又は盗難、及び TwooCa カードの情報又は TwooCa Ring の情報の漏えいによって、第三者による不正利用の発生又はそのおそれがあると判断した場合、TwooCa カード又は TwooCa Ring の決済利用停止を行うことがあります。
7. 利用者は、利用者 ID 等やクレジットカード等の登録情報が第三者に不正使用されていることが判明した場合には、直ちに当社のお問い合わせ先に連絡のうえ、当社の指示に従うものとします。
8. 利用者 ID 等を使用して行われた行為は、当該利用者の本人による行為とみなし、それによって生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。利用者は、利用者 ID 等の第三者による不正使用を疑う場合には、直ちにパスワード変更を行うものとします。
9. 利用者による利用者 ID 等の管理又は誤用に起因して生じた利用者の損害について、当社は責任を負わないものとします。
10. TwooCa カード及び TwooCa Ring の盗難又は紛失によって発生した不正利用に関して、当社は責任を負わないものとします。

第4条　（TwooCa マネーのチャージ）

1. 利用者は、当社所定の以下のいずれか方法により、当社から TwooCa マネーを購入し、TwooCa マネーアカウントにチャージすることができます。但し、次項に定める残高上限額及びチャージ上限額を超えてチャージを行うことはできません。

(1)　提携先金融機関の ATM での入金

(2)　当社が指定する銀行口座への振り込み

2. TwooCa マネーの残高上限額を 100 万円、1 日当たりのチャージ上限額を 100 万円とします。但し、これとは別に、当社がここに定める上限額の範囲内で、別途上限額を定め公表する場合には、その額を上限額とします。

3. 利用者が当社所定の方法で TwooCa マネーアカウントにチャージを行った場合、チャージに相当する TwooCa マネーが利用者の TwooCa マネー残高に加算されます。なお、チャージが ATM で行われた場合は、原則、即時に TwooCa マネー残高に加算されますが、銀行口座振込みで行われた場合には、TwooCa マネー残高に加算されるまでに一定の時間を要します。

4. 利用者は、利用者が所属する提携企業等から TwooCa マネーチャージ資金の付与を受けて（労働基準法上の賃金に該当しないものに限る）、TwooCa マネーアカウントにチャージを行うことができます。但し、第 2 項に定める TwooCa マネーの残高上限額を超えてチャージを行うことはできません。

5. 当社は、利用者の所属する提携企業等から利用者への TwooCa マネーチャージ資金の付与の依頼を受けた場合、当該提携企業等との間であらかじめ定めた時期に当該チャージ資金の付与を行い、同時に利用者は、付与を受けた当該チャージ資金をもって当社から TwooCa マネーを購入し TwooCa マネーアカウントにチャージすることとし、これに同意するものとします。当該チャージが行われた場合、チャージに相当する TwooCa マネーが利用者の TwooCa マネー残高に加算されます。

6. 利用者は、第 1 項及び前項に定める TwooCa マネーのチャージ手続き完了後は、意図しないチャージであっても、法令に定める場合を除き、当該 TwooCa マネーのチャージを取り消すことはできません。

7. 利用者は、チャージに際し手数料が掛かる場合があります。予め、TwooCa サービスサイトをご確認のうえ、ご利用ください。

8. 当社は、総合的な判断により、チャージされた TwooCa マネーが送金（為替取引）に用いられることがないと認識した場合には、当該 TwooCa マネーを当社所定の方法により利用者に返金できるものとします。また、利用者は、返金に対する当社からの問い合わせに対して応対するものとします。

第5条　（TwooCa Visa 残高による決済）

1. 利用者は、当社所定の方法により、当社が別途定め公表する決済上限額の範囲内で、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に、TwooCa Visa 残高を利用することができます。また、利用者が希望しない場合、TwooCa ポイントを利用しないこともできます。但し、年会費・月会費、接続料、その他反復継続的に料金が発生する取引、ガソリンスタンドや高速道路、一部のホテル等での取引、

海外での特定の取引等については、Visa 加盟店において、TwooCa Visa 残高での代金決済ができない場合があります。また、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類については、Visa 加盟店における TwooCa Visa 残高の利用が制限される場合があります。なお、Visa 加盟店によっては、店舗独自に決済上限額を定めている場合がありますので、この場合には当該店舗の定めに従います。

2. 利用者が Visa 加盟店の実店舗において、商品等の購入代金の決済を行う場合、リアル型 TwooCa カードを店舗に提示した決済のほか、Visa のタッチ決済マークのある実店舗においては、リアル型 TwooCa カード又は TwooCa Ring を決済端末にかざした Visa のタッチ決済で行うことができます。
3. 利用者が TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店で TwooCa ポイントの利用を希望せずに TwooCa Visa 残高で商品等の購入代金の決済を行った場合、TwooCa バリュー、TwooCa マネーの順番で決済に利用され、各利用額に相当する利用者の TwooCa バリュー残高、TwooCa マネー残高からそれぞれ減算されます。なお、利用者は、決済に利用する残高種類を TwooCa バリュー、TwooCa マネーのいずれかに指定することもできます。この場合、利用額に相当する額が指定された残高種類の残高からのみ減算されます。
4. 前項の商品等の購入代金の決済において、利用者が TwooCa ポイントの利用を希望した場合には、TwooCa ポイントが優先して利用され、不足額について TwooCa バリュー、TwooCa マネーの順番で又は決済に利用する残高種類が指定されている場合は指定されている残高種類が利用されます。TwooCa ポイントが決済に利用された場合には、利用額に相当する TwooCa ポイントが利用者の TwooCa ポイント残高から減算されます。
5. 利用者は、商品等の購入代金の決済を行った場合には、TwooCa アプリに表示される取引内容を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当該加盟店に申し出るものとします。
6. 当社は、利用者と TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる責任も負わないものとします。万一、代金決済後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当社は TwooCa Visa 残高の返還等を行う義務を負わず、利用者と TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店との間で解決していただくものとします。
7. 対象加盟店との間における対象商品に係る取引に関して、キャンセル、取り消し等により返還すべき事象が生じたときは、当社は、返還額と同額を第 3 項及び第 4 項に基づき減算された TwooCa Visa 残高の範囲内で、TwooCa マネー、TwooCa バリュー、TwooCa ポイントの順番で返還します。

第6条　（Visa 加盟店利用時における決済金額の一時凍結）

1. 一部の Visa 加盟店では、オーソリゼーション（TwooCa Visa 残高の利用が可能であるかの確認 ）を行ってから決済金額が確定するまでに、一定の期間を要する場合があります。この場合、オーソリゼーションの時点で所定の金額（通常、１円～２円程度）が暫定決済金額として一定期間凍結され、TwooCa Visa 残高から減算されます。
2. 決済金額が確定した場合又は Visa 加盟店の定める期間が経過した場合、最終確定決済金額と暫定決済金額との相殺が行われます。但し、決済金額が確定した時点において、既に TwooCa アカウントが解約済みである場合には、当該相殺は行わないものとします。
3. 相殺において、暫定決済金額に余剰が発生している場合は、当該余剰金額が利用者の TwooCa Visa 残高に加算することにより返還され、暫定決済金額に不足が発生している場合は、当該不足金額が TwooCa Visa 残高から減算されます。
4. 前項において、TwooCa Visa 残高から減算できない場合は、利用者は TwooCa バリュー又は TwooCa マネーをチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合、当社が Visa 加盟店に対し立替払いを行います。利用者は当社が立替えた金額を所定の支払期日までに、当社に所定の方法で支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかった場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年 14.6%の遅延利息についても支払うものとします。

第7条　（Visa 加盟店海外店舗利用時の決済）

1. 利用者が、海外にある Visa 加盟店で外国通貨建て商品等の購入代金の決済を行った場合、為替レートの変動により、当初の決済金額（以下「当初決済金額」といいます。）と最終的に確定した金額（以下「最終確定金額」といいます。）に差異が生じる場合があります。
2. 当初決済金額は、当該海外 Visa 加盟店での取引を処理する決済ネットワーク運営事業者所定の為替レートに基づき円換算されたうえで「日本円」にて表示され、表示された日本円に相当する TwooCa Visa 残高が減算されます。
3. 最終確定金額が確定すると清算処理が行われます。但し、最終確定金額が確定した時点において、既に TwooCa アカウントが解約済みである場合には、当該清算処理は行わないものとします。
4. 清算処理は、当初決済金額が最終確定金額に対し不足額がある場合、不足額に相当する TwooCa Visa 残高が減算され、当初決済金額が最終確定金額を超過する場合には、超過額を TwooCa Visa 残高に加算することにより返還します。
5. 前項において TwooCa Visa 残高から減算できない場合は、利用者は TwooCa バリ

ュー又は TwooCa マネーをチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合、当社が Visa 加盟店に対し立替払いを行います。利用者は当社が立替えた金額を所定の支払期日までに当社に支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかった場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年 14.6%の遅延利息についても支払うものとします。

6. 海外にある Visa 加盟店での取引については、当該取引の事務処理のため、当社所定の「海外サービス手数料（4.5%）」が発生します。支払いは、決済の際に TwooCa Visa 残高から減算されます。
7. 海外にある Visa 加盟店での取引がキャンセルされた場合、当社は、当該決済金額を TwooCa Visa 残高に加算することにより返還します。この場合、利用者は、返還時の為替レートの変動により返還額と当初の決済額に差異が生じる可能性があることを了承しているものとします。
8. 海外サービス手数料は、外国通貨建て商品等の購入取引がキャンセルされた場合であっても返還されません。

第8条　（TwooCa マネーの送金 ）

1. 利用者は、当社所定の方法により、次項に定める送金上限額の範囲内で、保有する TwooCa マネーを、TwooCa マネーアカウントを保有する他の利用者及び TwooCa バリューアカウントの保有者に送金することができます。
2. TwooCa マネーの送金上限額は、1 回あたり 100 万円とします。但し、これとは別に、当社がここに定める上限額の範囲内で、別途上限額を定め公表する場合には、その額を上限額とします。
3. 利用者が送金を行った場合、送金額の範囲内で、優先して TwooCa バリューの譲渡を行います。また同時に不足額について TwooCa マネーの送金を行い、当該譲渡額及び送金額に相当する TwooCa バリュー、TwooCa マネーを利用者の TwooCa バリュー残高、TwooCa マネー残高からそれぞれ減算します。また、受取人の送金資金受取時に、以下の処理を行います。なお、利用者は、送金に利用する残高を TwooCa バリュー、TwooCa マネーのいずれかに指定することもできます。この場合、利用額に相当する額が指定された種類の残高からのみ減算されます。
   (1) 受取人が TwooCa マネーアカウントの保有者である場合、当該受取人が譲渡を受けた TwooCa バリューを当該受取人の TwooCa バリュー残高に、送金を受けた TwooCa マネーを当該受取人の TwooCa マネー残高にそれぞれ加算します。
   (2) 受取人が TwooCa バリューアカウントの保有者で TwooCa マネーアカウントを保有していない場合、利用者が送金資金の TwooCa マネーをもって同額の TwooCa バリューを購入し、当該購入の意思表示をもって TwooCa マ

ネーの送金に代えて、購入した TwooCa バリューを当該受取人に譲渡したものとみなし、本件の譲渡を含む当該受取人が譲渡を受けた TwooCa バリューの合計額を当該受取人の TwooCa バリュー残高に加算します。

4. 利用者が TwooCa マネーの送金を受ける場合、TwooCa マネーの残高上限額の範囲内で送金を受けることができます。利用者が受ける送金額と保有している TwooCa マネーの残高の合計額が当社所定の残高上限額を超える場合には、送金を受けることができません。
5. 利用者が TwooCa バリューの譲渡を受ける場合、TwooCa バリューの残高上限額の範囲内で譲渡を受けることができます。利用者が受ける譲渡額と保有している TwooCa バリューの残高の合計額が当社所定の残高上限額を超える場合には、譲渡を受けることができません。
6. TwooCa バリューの譲渡及び TwooCa マネーの送金完了後は、法令に定める場合を除き、当該譲渡及び送金の取り消しを行うことはできません。誤って意図しない譲渡及び送金が行われた場合、当事者間で直接これを解決するものとします。

第9条　（送金・譲渡に係る責任）

1. 当社は、TwooCa バリューの譲渡及び TwooCa マネーの送金に関する当事者間の取引その他の法律関係に関して、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。
2. TwooCa バリューの譲渡及び TwooCa マネーの送金完了後は、当該譲渡及び送金の原因となった反対債務の不履行又は不完全履行、当事者の不法行為又は違法行為、その他の問題（以下「問題等」といいます。）が生じた場合であっても、当社は、法令等で義務付けられている場合を除き、TwooCa バリュー及び TwooCa マネーの返還等を行う義務は負わず、係る問題等は当事者間で直接これを解決するものとします。また、当社が係る問題等に対応したことにより当社に損害が生じた場合には、これを当該当事者が当社に賠償するものとします。

第10条　（TwooCa マネーの出金）

1. 利用者は、当社所定の以下のいずれかの方法により、次項に定める出金上限額の範囲内で、保有する TwooCa マネーを出金することができます。
   (1) 当社提携先金融機関の ATM（以下「提携先 ATM」といいます。）で出金
   (2) 利用者が TwooCa アプリに登録した出金用の預貯金口座等（口座名義は利用者本人名義に限る）に出金
2. TwooCa マネーの出金上限額は、提携先 ATM での出金を 1 日あたり 10 万円、預貯金口座等への出金を 1 回あたり 100 万円とします。
3. 利用者が当社所定の方法で TwooCa マネーの出金を行った場合、出金額及び別途

当社が定める出金手数料及びこれに対する消費税額（以下「出金手数料等」といいます。）の合計額に相当する TwooCa マネーが利用者の TwooCa マネー残高から減算されます。出金額及び出金手数料等の合計額が、保有する TwooCa マネー残高を超える場合には、出金することができません。

4. 出金は、利用者が出金手続きを行い、提携先 ATM から現金の出金が行われた時点又は利用者の出金用の預貯金口座等に着金した時点をもって完了するものとします。

第11条　（TwooCa マネー残高、利用履歴等の確認）

利用者が保有する TwooCa マネー残高、利用履歴等は、TwooCa アプリで確認することができます。

第12条　（TwooCa マネー残高の有効期間）

1. TwooCa マネー残高の有効期間は、TwooCa マネー残高が最後に増減した日から５年間です。但し、次項に定める措置により、有効期間が更に５年間延長されます。これにより、TwooCa マネー残高が最後に増減のあった日から 10 年間は有効な残高として利用が可能です。有効期間を過ぎた場合は、当該残高は失効します。
2. 当社は、TwooCa マネー残高が最後に増減のあった日から５年経過する日の前日に、以下の内容の通知を当社所定の方法で行います。
   ① 通知日現在における TwooCa マネー残高
   ② TwooCa マネー残高の利用促進
   ③ ５年経過した日から更に５年間、TwooCa マネー残高に増減がない場合に当該残高が失効すること

第13条　（手数料）

1. 本サービスに係る手数料は、別途当社が運営するウェブサイト内の手数料に関する場所に掲示するとおりとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に要する通信費用、その他一切の費用を負担するものとします。

第14条　（公租公課）

1. 利用者は、本サービスの利用並びに本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。
2. 利用者が前項により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税等を含みます。）が変更された場合は（新たに追加され、又は廃止される場合を含みます。）、利用者は、変更後の公租公課を負担するものとします。

第15条　（受取証の発行）

1. 当社は、本サービスに関して金銭その他資金を受領した場合の「資金移動業者に関する内閣府令」第 30 条第 1 項に規定する事項（以下「受取証記載事項」といいます。）を記載した書面の交付について、書面に代えて電磁的方法により提供できるものとし、利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項に定める電磁的方法による受取証記載事項の提供は、TwooCa アプリの利用明細に表示する方法とします。
3. 利用者は、書面又は電磁的方法により第 1 項の承諾を撤回し、受取証記載事項を電磁的方法によらない方法で提供を受けることを請求することができます。
4. 当社は、利用者から前項に基づく請求を受けた場合、第 1 項に定める金銭その他資金の受領のうち、過去 3 か月以内のものに限り、書面にて受取証を発行するものとします。但し、当該発行に係る手続きの負荷が当社において合理的な範囲を超えるような場合は、当社は事前の書面による通知をもって、利用者の TwooCa アカウントを解約できるものとします。

第16条　（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   (1)　暴力団
   (2)　暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
   (3)　暴力団準構成員
   (4)　暴力団関係企業
   (5)　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知的暴力集団等
   (6)　前各号の共生者
   (7)　その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自己又は第三者をして、以下のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
   (1)　暴力的な要求行為
   (2)　法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3)　取引に関して脅迫的な言動をする、又は暴力を用いる行為
   (4)　風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
   (5)　その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が第 1 項又は前項の各号のいずれかに違反している疑いがあると判断した場合、当社は、何らの通知、催告なしに、直ちに TwooCa サービス及び本サービ

スの利用停止、TwooCa バリューアカウント、TwooCa マネーアカウントの解約を行うことができるものとします。

4. 解約時、TwooCa バリューアカウント、TwooCa マネーアカウントに有効な TwooCa バリューアカウント残高、TwooCa マネー残高を保有している場合は、解約手続きをもって、当該アカウントに保有するすべての残高は失効するものとします。
5. 第 3 項又は前項により、利用者に損害が生じても、当社は一切その責任を負わないものとします。
6. 第 3 項、第 4 項の措置により、当社に損失、損害、費用等が生じた場合は、当社は利用者に損害賠償を請求できるものとします。
7. 第 3 項の規定により TwooCa バリューアカウント及び TwooCa マネーアカウントの解約が行われた場合、本サービス及び別途定める TwooCa サービス（以下「本サービス等」といいます。）に係る利用規約に基づく契約がすべて終了し、利用者の本サービス等にかかる権利は理由を問わずすべて消滅するものとします。これにより、本サービス等及び TwooCa アプリの利用が一切できなくなります。

第17条　（本サービスの中断・停止等）

1. 次のいずれかに該当する場合、当社は予告なしに本サービスの全部又は一部の提供を中断・停止することができるものとします。
   (1) システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
   (2) コンピューターウイルス、不正アクセス又はネットワークの障害や機器の故障等により、本サービスの提供が困難になった場合
   (3) 火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合
   (4) 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
   (5) その他、やむを得ない事情により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項に定める事項により生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由による場合には、第 24 条に従うものとします。

第18条　（不正利用等のおそれによる利用制限）

1. 当社は本サービスが、利用者以外の第三者の不正利用又はそのおそれがあると判断した場合には、利用者の本サービスの利用の全部又は一部を制限することがあります。
2. 前項の規定により利用者が損害を被った場合、当社は、間接損害、特別損害及び逸

失利益については予見可能性の有無を問わず、その損害賠償責任の一切を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第19条　（禁止事項）

利用者は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1)　当社所定の方法以外の方法により本サービス又は利用者 ID 等を利用する行為
(2)　法令又は公序良俗に違反する行為
(3)　本サービスを第三者に利用させる行為
(4)　本サービスをマネー・ローンダリングに利用する行為
(5)　本サービスを営利目的で利用する行為
(6)　不正な方法により TwooCa マネーを取得し、あるいは不正な方法で取得された TwooCa マネーであることを知って利用する行為
(7)　TwooCa マネーを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された TwooCa マネーであることを知って利用する行為
(8)　利用者 ID 等の取得・利用にあたり、虚偽の情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）を登録する行為
(9)　複数の TwooCa マネーアカウントを開設する行為（当社が認める場合を除く）
(10)　当社、他の利用者又はその他の者の利益を害する行為
(11)　本サービスに係るシステムを損壊、解析又は複製する行為
(12)　営利・非営利を問わず、TwooCa サービスサイトの全部又は一部の複製、頒布、貸与、譲渡又は公衆送信をする行為
(13)　TwooCa サービスサイトの変更、修正、編集、切除又はその他を改変する行為
(14)　TwooCa サービスサイトの全部又は一部について、利用者自身や他人のホームページに掲載、配布又はその他に利用する行為
(15)　当社又は第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的又は人格的な権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
(16)　他人の利用者 ID 等を不正に使用する行為、及び自己の利用者 ID 等を他人に使用させる行為
(17)　当社及び TwooCa サービスサイトに係る権利者の名誉、人格又は信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
(18)　本サービスの運営を妨げる行為、誹謗する行為又は信用等を毀損する行為
(19)　犯罪行為、又は犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつくおそれのある行為
(20)　他の利用者、その他第三者に損害を与える行為又は誹謗・中傷する行為
(21)　当社に損害を与える又は与えるおそれのある行為

(22) その他当社が不適当と認める行為

第20条　（本サービスの終了）

当社は、社会情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により、事前に告知のうえ、本サービスの全部又は一部を終了する場合があります。

第21条　（TwooCa マネーアカウントの解約）

1. 利用者は、当社所定の方法により、TwooCa マネーアカウントを解約することができます。また、利用者が日本の居住者でなくなったことが判明した場合や提携企業等の所属員としての地位を失った場合は、当社は何ら催告することなく、その判明した日又はその地位を失った日から 2 営業日経過後に、利用者の TwooCa マネーアカウントを解約できるものとします。
2. 前項により、TwooCa マネーアカウントの解約が行われた場合、TwooCa バリューアカウントの解約も同時に行われ、利用者の保有するすべてのアカウントが解約されます。これに伴い、本サービス等に係る利用規約に基づく契約がすべて終了し、利用者の本サービス等に係る権利は、理由を問わずすべて消滅するものとします。これにより、本サービス等及び TwooCa アプリの利用が一切できなくなります。
3. 前項により TwooCa アプリの利用ができなくなった場合、当社専用サイト「ギフト」で購入した、ギフト券、クーポン券、他社ポイント、その他利用券等については、実商品等への交換ができなくなります。利用者は、TwooCa マネーアカウントが解約される前に、実商品等への交換を済ませておくものとします。
4. TwooCa マネーアカウント解約時、当該アカウントに有効な TwooCa マネー残高を保有している場合については、当社は TwooCa マネー残高から出金手数料（消費税を含む）を差し引いた残額について、利用者の TwooCa アプリに登録されている出金用の預貯金口座等に振り込む方法で返金を行います。なお、出金手数料を差し引いた TwooCa マネー残高がマイナスとなる場合については、返金は行わず、保有する TwooCa マネー残高は解約時に失効するものとします。
5. TwooCa バリューアカウント解約時、当該アカウントに有効な TwooCa バリューアカウント残高を保有している場合は、解約手続きをもって、保有する TwooCa バリューアカウント残高はすべて失効するものとします。
6. 当社は、TwooCa バリューアカウント解約時に失効する TwooCa バリューアカウント残高については返金を行わないものとします。利用者は、TwooCa バリューアカウントが解約される前に、TwooCa バリューアカウントに保有する各残高をすべて使いきるものとします。
7. 利用者が誤って TwooCa マネーアカウントを解約した場合であっても、解約手続きをもって本サービス等に係る利用契約はすべて終了し、TwooCa バリューアカ

ウント及び TwooCa マネーアカウントに記録されていた利用者の権利及び情報の復旧、TwooCa カードの利用及び TwooCa Ring の決済機能の利用はできなくなりますのでご注意ください。

第22条　（解除）

当社は、利用者が以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、何ら催告することなく、利用者による TwooCa サービス及び本サービスの全部若しくは一部の利用を停止し、又は本サービス等に係る利用契約を解除することができるものとします。

(1)　法令又は本規約等に違反した場合
(2)　利用者の登録情報に虚偽の事実があることが判明した、又は虚偽である可能性があると当社が判断した場合
(3)　TwooCa サービス又は本サービスが法令や公序良俗に反する行為、又は犯罪行為若しくはその他不正な取引に利用され、又はそのおそれがある場合
(4)　手形交換所の取引停止処分を受けた場合
(5)　差押、仮差押、仮処分の申立、又は滞納処分を受けた場合
(6)　破産手続開始、民事再生手続開始その他倒産手続開始の申立を受けた場合、若しくはこれらの申立を自らした場合
(7)　死亡した場合
(8)　警察や裁判所その他の行政機関から要請又は命令があった場合
(9)　マネー・ローンダリングが判明した場合や警察からの要請により、TwooCa アカウントの凍結要請があった場合
(10)　TwooCa アカウントに、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリュー、TwooCa マネーのいずれの残高も保有していない場合であって、かつ、1 年以上 TwooCa サービス及び本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対し応答がない場合
(11)　その他当社が利用者として相応しくないと判断した場合

第23条　（契約解除時の取扱い）

1.　前条の規定により、本サービス等に係る利用契約が解除された場合には、利用者は、理由の如何を問わず TwooCa サービス及び本サービスに係る一切の権利を失うものとし、利用者が TwooCa マネーアカウント及び TwooCa バリューアカウントに保有するすべての残高は失効するものとします。あわせて、当社は、利用者の行為により当社が被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に請求できるものとします。
2.　前項の規定にかかわらず、本サービス等に係る利用契約の解除が前条第 7 号に該当する場合で、かつ利用者に相続が発生したときは、第 2 条第 10 項の規定に従うものとします。

第24条　（損害賠償）

1. 当社は、利用者が利用する端末における本サービスの正常な動作を保証するものではなく、通信環境の状況、その他の事由により、本サービスが利用できない場合であっても、当社は、サポートの提供、その他一切の責任を負うものではありません。
2. 当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有する TwooCa マネー残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 利用者は、本規約に違反したことにより、当社、TwooCa 加盟店、Visa 加盟店、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

第25条　（不正利用に基づく補償）

1. 利用者は、第３条第８項、第９項、第 10 項の規定にかかわらず、以下に記載する事象により損害を被った場合、当社に対して補償を求める（以下「補償請求」といいます。）ことができます。
   (1) TwooCa アカウントに関する情報が第三者に不正に取得（盗取、詐取等）された場合又はモバイル端末の紛失や盗難により、利用者が意図せず、第三者により TwooCa カフェテリアポイント残高、TwooCa バリュー残高、TwooCa マネー残高が不正利用された場合
   (2) TwooCa アカウントに登録されているクレジットカードに関する情報が第三者に不正に取得（盗取、詐取等）され、利用者が意図せず、第三者により当該カード情報が不正利用された場合
   (3) 上記（1）～（2）に該当しないケースであっても、個別の判断において、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等の不正利用による利用者の損害であると当社が認める場合
2. 利用者は、不正利用による損失を認識した時には、直ちにその状況を当社に連絡するものとし、不正利用による損失を認識した日の翌日から起算した 30 日以内に、当該不正利用及び損害を警察署に申告（相談も含む）したうえで、当社所定の方式に従い補償請求を行うものとします。なお、損失を認識した日の翌日から起算した 30 日を過ぎた場合や警察署に申告を行うことができなかった場合であっても、補償請求者がその理由を合理的な根拠をもって説明ができる場合で、当社がそれを認める場合には、補償請求できるものとします。また、当社に対し、所定の方式に

従い、損害の発生並びに補償請求者が当社以外の第三者から受けられる補償の有無及び内容（既に補償を受けた場合には、その事実を含みます。）を正確に通知しなければならないものとします。さらに、補償請求者は、前記に加えて、以下の事項にも対応しなければならないものとします。

(1) 損害の発生及びその拡大の防止に努力すること
(2) 当社が求める場合、不正利用者発見への協力、必要とする書類、証拠等の速やかな収集・提出、当社の損害調査への協力を行うこと
(3) クレジットカード情報が不正利用された場合については、当該カードの発行元に対しても、不正利用の届出を行うこと

3. 本条における「損害」は、第 1 項各号に定める事象によって、TwooCa サービス又は本サービスにおいて、利用者の意図に反した不正なチャージ、決済、譲渡、出金、送金が行われた時点をもって、損害発生とします。

4. 当社は、利用者から補償請求受付後、請求内容及び当社による確認・調査の結果、その他事情を審査し、以下のいずれにも該当しないと判断した場合は、利用者に補償を行います。但し、以下のいずれか（第 4 号を除く）に該当する場合であっても、それがやむを得ない事情であって、補償請求者が合理的な根拠をもって説明ができ、当社においてもそれがやむを得ない事情であると判断した場合には、例外的に補償を行う場合があります。

(1) TwooCa カード及び TwooCa Ring の紛失、盗難によって発生した不正利用による損害
(2) 当社所定の方法による本人確認を行っていない場合
(3) 不正利用による損害の発生から 60 日を経過している補償請求
(4) 利用者の故意若しくは重過失、又は法令違反に起因する不正利用
(5) 利用者が行った不正利用（第三者に強要されて行った不正利用を含む）
(6) 利用者の家族、近親者、同居人、利用者の依頼（家族、近親者等による依頼を含む）を受けて介護、世話等をする者、利用者の承諾等を得て TwooCa サービス又は本サービスを利用する者が行った不正利用
(7) 利用者が譲渡、貸与又は担保に差し入れたモバイル端末による不正利用
(8) 利用者が本規約、その他当社の定めに違反している場合
(9) 第 2 項の申告、請求の内容について、全部若しくは一部が虚偽、又は整合性を欠いているなど、虚偽の疑いがある場合
(10) 利用者が不正利用に関係している（不正利用により不当な利益を得ている、不正利用に協力しているなど）、又は被害状況の説明が不自然、不正利用者との接点があるなど、共謀の疑いがある場合
(11) 前回の補償請求から 1 年以内の利用者の過失に起因する不正利用に係る補償請求である場合

(12) 補償対象の不正利用に関して、第 2 項に規定する努力、協力等を行わない場合
(13) 利用者が不正利用を認識した後、不正利用による損害の拡大防止のための行為を行わないことによって損害が発生した場合
(14) 戦争、災害、疫病、地震等、社会的混乱の際に生じた不正利用
(15) その他、合理的な根拠をもって、当社が前号各号に準ずる不適当と認める事情がある場合

5. 当社は、前項の審査の結果、補償を提供すると判断した場合、補償の内容は以下のとおりとします。
(1) 利用者が第三者に不正利用された金額（不正利用の際に生じた TwooCa サービス及び本サービスに関する手数料を含みます。）から、当社以外の第三者から回収できた金額を差し引いた金額の補償を行います。
(2) 不正利用による損害について、利用者が当社以外の第三者から補償を受けられる場合、損害の額が当該第三者からの補償額を超過する場合に限り、当該超過額の補償を行います。
(3) クレジットカード情報が不正利用された場合については、当該クレジットカードの発行元（連携先）と協力して補償を行います。
(4) 補償は、TwooCa カフェテリア残高、TwooCa バリュー残高、TwooCa マネー残高の各残高の補償額に相当する額を各残高に加算する方法により、本条の補償を行います。

第26条 （利用者への連絡、登録情報の変更等）

1. 本サービスに関する当社から利用者への連絡は、TwooCa アプリ内への掲示その他当社が適当と判断する方法により行います。
2. 利用者からの本サービスに関する当社への連絡は、TwooCa アプリ内のお問い合わせフォームの利用又は当社が指定する方法により行っていただきます。
3. 利用者は、当社に登録する一切の情報（利用者自身に関する情報を含みますが、これに限りません。）について変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当該変更を当社に届け出なければなりません。
4. 当社は、届出のあった氏名、住所に宛てて送付書類を発送した場合、延着し又は到達しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第27条 （業務委託）

当社は、本規約に基づく本サービスの運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第28条　（法令に基づく情報提供）

当社は、各法令に基づく情報提供について、次の Web サイトにて公表します。

1. 資金決済法に基づく情報提供
   資金決済法に基づく表示(前払式)
   資金決済法に基づく表示(資金移動業)
2. プライバシーポリシー
   プライバシーポリシー
3. 個人データの共同利用について
   個人データの共同利用について

第29条　（本規約の変更）

1. 本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、TwooCa アプリ内の適宜の場所へ掲示するとともに、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所へ掲示する方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、本規約の内容は、変更後の本規約によります。
2. 本規約の変更があった場合、利用者は、本規約の変更後も引き続き本サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第30条　（準拠法及び裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2026 年 1 月 23 日から適用します。

2023 年 12 月 7 日制定
2024 年 6 月 21 日改定
2025 年 3 月 21 日改定
2026 年 1 月 23 日改定